

特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書の見方

税額の計算欄です。課税標準額に所得の種類に応じた税率を乗じて、特別区民税・都民税を求めます。(総合課税の所得の税率は、区民税6%、都民税4%)

徴収区分ごとの内訳です。
 ○給与から徴収する特別徴収税額・・・年税額のうち、毎月給与収入から天引きにより納めていただく分の金額です。
 ○公的年金から徴収する特別徴収税額・・・年金所得にかかる住民税を年金支払額から天引きにより納めていただく分の金額です。
 ○普通徴収税額・・・納付書(又は口座振替)にて、個人で納付していただく分の金額です。

課税番号	1234567-8901	資料番号	234567-890
<p>7桁の個人番号です(「マイナンバー」ではありません)。お問い合わせ頂いた際にお尋ねします。</p> <p>住所・氏名</p>			
<p>口座振替の方は、銀行名と支店名が表示されます。</p>			
納税者	納税者氏名		
口座振替金融機関名	銀行名	支店名	

事由 1期より税務署への申告等に基づき新規に課税します。(分離課税計算有)

	課税標準額	特別区民税額	都民税額
合計課税所得	4269000	256140	170760
課税上場相当所得	244000	7320	4880
算出所得割合計		263460	175640
税額控除		28418	84146
所得割額		235042	91494
均等割額		3500	1500
合計額		238500	92900

年税額	331400
給与から徴収する特別徴収税額	225800
公的年金から徴収する特別徴収税額	52300
普通徴収税額	53300
所得割から控除することができる相当割額又は株式等譲渡所得割額	0

問い合わせ先
 中野区税務課
 ○課税内容について 03(3228)8913
 ○納税相談について 03(3228)8924
 ○口座振替について 03(3228)8045

お問い合わせはこちらへ

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴収月	特別徴収税額
年4月	7500
年6月	7300
年8月	7300
年10月	10200
年12月	10000
年2月	10000

公的年金から特別徴収がある方は、各徴収月の特別徴収税額を表示しています。

徴収月	仮特別徴収税額
年4月	8700
年6月	8700
年8月	8700

普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限

期別	税額	充当額	既納付額	要納付額	納期限
1期	13400	0	0	13400	年6月30日
2期	13300	0	0	13300	年8月31日
3期	13300	0	0	13300	年10月31日
4期	13300	0	0	13300	年1月31日

普通徴収税額を各期(第1期~第4期)に分割した金額を表示しています。

年金支払者	厚生労働大臣	年金支払者の法人番号
年金の種類	老齢基礎年金	6000012070001

○所得金額等については下記の「特別区民税・都民税課税明細書」をご覧ください。
 ○この通知書に関する説明が裏面にあります。

特別区民税・都民税 税額決定通知書
 あなたの税額を決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。
 () 年度 () 年度相当分=
 年 月 日
 区長名 公印

特別区民税・都民税課税明細書

納税者氏名 課税番号 1234567

今年度の公的年金等所得にかかる住民税は、前年度から引き続き年金からの特別徴収の方法によって、4月より徴収しています。
 普通徴収分税額については、納付書または口座振替により納めてください。
 特別徴収税額を超える金額が徴収された場合には、後日通知のうえ還付します。

口座振替を申し込まれていますので、普通徴収分の要納付額を各期の納期限に振替させていただきます。

年 月 日

徴収方法や納付方法によりメッセージが異なります。

所得金額等	金額
給与所得	2564000
雑所得	2929179
総所得金額	5493179
上場相当等所得	244064
合計所得金額	5737243
総所得金額等	5737243
給与収入額	3883000
公的年金等収入額	1940983

課税計算の基となった、所得の種類と金額を表示しています。

所得控除金額	金額
医療費控除	72380
社会保険料控除	786400
生命保険料控除	35000
基礎控除	330000
所得控除額合計	1223780

所得控除の内容を表示しています。
 ・雑損控除
 ・医療費控除
 ・社会保険料控除
 ・小規模企業共済等掛金控除
 ・生命保険料控除
 ・地震保険料控除
 ・障害者控除(障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除)
 ・配偶者控除
 ・配偶者特別控除
 ・扶養控除
 ・基礎控除

扶養親族の内訳	本人該当
16歳未満扶養 1	

税額控除の内容を表示しています。
 ・調整控除
 ・配当控除
 ・住宅借入金等特別税額控除
 ・寄附金税額控除(ふるさと納税等)
 ・外国税額控除
 ・配当割・株式等譲渡所得割控除

項目	特別区民税	都民税
調整控除	1500	1000
寄附金控除	1080	65920
配当割・株譲渡割	25838	17226
税額控除合計	28418	84146

扶養親族の区分と人数並びに本人該当の控除内容を表示しています。

特別区民税・都民税の試算と申告書作成ができる「中野区特別区民税・都民税税額シミュレーションシステム」をご用意しています。中野区ホームページまたは右記の二次元コードよりご利用ください。

